

## 普通会計決算特別委員会会議録

日時 平成19年11月19日(月) 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後3時15分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 棚本 邦由  
副委員長 堀内 富久  
委員 深沢 登志夫 皆川 巖 石井 脩徳 竹越 久高  
鷹野 一雄 丹澤 和平 仁ノ平 尚子

委員欠席者 渡辺 亘人

### 説明のため出席した者

福祉保健部長 中澤 正史 福祉保健部理事 横山 祥子  
福祉保健部次長 鶴田 建次 福祉保健部参事 広瀬康男  
福祉保健総務課長 広瀬 充 監査指導室長 清水 郁也 長寿社会課長 三枝幹男  
国保援護課長 杉田 雄二 児童家庭課長 宮島 茂 障害福祉課長 山本 一  
医務課長 福富 茂 衛生薬務課長 水谷 均  
健康増進課長 渡邊 洋平

商工労働部長 横森 良照 産業立地室長 廣瀬 正文 商工労働部理事 堀内 豊彦  
商工労働部次長 中楯 幸雄 商工労働部次長 野村 敬一  
商工総務課長 中村 雅夫 商業振興金融課長 深沢 博昭 工業振興課長 清水 幹人  
労政雇用課長 山田 幸子 職業能力開発課長 名取 俊樹  
産業立地推進課長 中込 雅

農政部長 遠藤 順也 農政部次長 笹本 英一 農政部技監 雨宮 進  
農政部技監 矢野 一男 農政総務課長 安藤 輝男 指導検査室長 望月 剛  
農村振興課長 猗股 寿雄 果樹食品流通課長 西島 隆 畜産課長 渡辺 富好  
花き農水産課長 進藤 政秀 農業技術課長 山本 一 耕地課長 加藤 啓

土木部長 小野 忠 土木部次長 下田 五郎 土木部次長 丹澤 博  
土木部技監 古屋 良夫 土木部技監 坂本 寛 総括技術審査監 秋山 孝男  
技術管理室長 樋川 和芳 用地課長 飯室 博 道路整備課長 上田 仁  
道路企画室長 小池 雄二 道路管理課長 小島 康夫 治水課長 中込 正義  
砂防課長 河西 邦夫 都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 山田 佳男  
住宅課長 三枝 博 建築指導課長 望月 等

総務部長 古賀 浩史 防災危機管理監 櫻本 安善 理事 笠井 智明  
理事 浅川 幸治 次長 花形 俊雄 次長(人事課長事務取扱) 輿水 修策  
次長(消防防災課長事務取扱) 笹本 勝相 職員厚生課長 原田 広幸  
財政課長 原 昌史 税務課長 酒井 善明 管財課長 石合 一仁  
営繕課長 藤江 昭 私学文書課長 宮下 正範 市町村課長 久保田 克己

森林環境部長 今村 修 林務長 若林 一明 森林環境部理事 入倉 基公  
森林環境部次長 橋田 和正 森林環境部次長 土屋 正文  
森林環境部技監 河西 正男 森林環境部技監 前山 堅二  
森林環境総務課長 後藤 雅夫 循環型社会推進課長 佐野 芳彦  
大気水質保全課長 石山 利男 環境整備課長 樋口 雅行  
廃棄物不法投棄対策室長 横森 公夫 みどり自然課長 相沢 享  
森林整備課長 岩下 正孝 林業振興課長 馬場 敏郎 県有林課長 小林 喜和  
治山林道課長 渡邊 晴夫

観光部長 進藤 一徳 観光部理事 野呂瀬 一 観光部次長 佐々木 正彦  
観光企画課長 榊原 章男 観光振興課長 堀内 久雄 国際観光振興室長 窪田 克一  
観光資源課長 金子 辰男

会計管理者 新藤 満 出納局次長(会計課長事務取扱) 窪田 守忠  
管理課長 武井 輝幸 工事検査課長 佐野 今朝男

教育長 ・瀬 孝嘉 教育次長 佐藤 安紀 理事 樽林 信昭  
次長(総務課長事務取扱) 広瀬 猛 福利給与課長 飯窪 巧  
学校施設課長 都築 敏雄 義務教育課長 杉原 廣 高校教育課長 滝田 武彦  
新しい学校づくり推進室長 山本 正彦 社会教育課長 今村 孝男  
スポーツ健康課長 今井 三千雄 学術文化財課長 竹井 保久  
県史編さん室長 飯室 司

知事政策室長 小松 重仁 知事補佐官 中村 康則  
企画部長 新藤 康二 県民室長 輿石 和正  
知事政策室次長 中澤 正徳 政策参事 芦沢 幸彦 政策参事 小林 明  
政策参事 曾根 哲哉 秘書課長 平出 亘 広聴広報課長 田中 宏  
理事 山本 正文 理事 有泉 晴廣 企画部次長 小川 昭二  
企画部次長(新行政システム課長事務取扱) 新津 修  
企画部次長(情報政策課長事務取扱) 笠井 一  
企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 深沢 藤雄 県民室次長 藤原 克己  
企画部参事 小池 一男 企画部参事 大木 治雄 企画課長 古屋 博敏  
世界遺産推進課長 吉澤 公博 北富士演習場対策課長 山本 誠司  
統計調査課長 飯沼 義治 県民生活課長 高橋 哲朗  
食の安全・食育推進室長 齋藤 辰哉 生涯学習文化課長 大森 大一  
青少年課長 岩間 康 男女共同参画課長 清水 享子 国際課長 小幡 尚弘

警察本部長 宮城 直樹  
総務室長 小野 忠則 警務部長 三木 邦彦 生活安全部長 柏木 昭俊  
刑事部長 長田 富士夫 交通部長 深沢 正和 警備部長 三森 義文  
会計課長 宮崎 清 警務課長 保坂 廣文 交通部参事官 伊藤 厚

人事委員会事務局長 石井 俊彦 人事委員会事務局次長 名取 幸三

監査委員事務局長 山本 正敏 監査委員事務局次長 宇野 哲夫

労働委員会事務局長 望月 行雄 労働委員会事務局次長 坂本 治雄

議会事務局次長 笠井 祥一

議題 認第1号 平成18年度山梨県一般会計決算及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の結果 議案については、認定すべきものと決定した。

審査の概要 総括審査は、決算状況の質疑とあわせて発言願ひ、意見書の提出があった委員には、意見書記載の意見もあわせて発言を願った。審査の順序は、午前11時30分まで福祉保健部、商工労働部、農政部及び土木部関係、午後1時4分から午後2時31分まで総務部、森林環境部、観光部、出納局及び教育委員会関係、午後2時50分から、知事政策室、企画部、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び議会事務局関係の審査を行った。

審査終了後議案の採決をし、午後3時15分に閉会した。

## 質 疑

(福祉保健、商工労働、農政、土木)

(高度化資金について)

丹澤委員 歳入・歳出決算審査書5ページの特別会計の中で、高度化資金を融資した味のふるさと協業組合の自己破産に伴う55億2,993万6,000円が未返済ということですが、融資から自己破産するまでの間に、幾ら返したのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 旧味のふるさとが自己破産するまでの間に償還は行われていません。

丹澤委員 味のふるさとが倒産したのは平成13年ですが、平成何年に融資を決定したのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 高度化資金の旧味のふるさとへの融資は平成9年2月に土地分を6億円、平成10年3月に建物設備分を49億円余、合わせて55億円余を貸し付けています。

丹澤委員 操業を始めたのは何年ですか。

深沢商業振興金融課長 操業開始は平成10年4月です。

丹澤委員 平成10年に操業を始めて、ただの一度も返済をしないまま平成14年にはもう自己破産してしまったことになるわけですね。この貸付の審査はどこがやっているのですか。

深沢商業振興金融課長 貸付審査は県と、制度を持っている中小企業基盤整備機構の両方で行っています。

丹澤委員 味のふるさと協業組合の施設や債務は今現在はどういう形になっているのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 旧味のふるさと協業組合については、平成13年5月に破産しました。その後、14年3月に債務引受会社との間で55億円余全額の債権で債務引き受けの契約を行い、現在、そこが所有しています。

丹澤委員 平成14年の3月29日付で債務引受書を取り交わして55億円をすべて一宮明和が引き継ぐ形で今やっているわけですが、引き継いだ一宮明和は

平成14年に契約を結んでいますので、14年以降、何年間でこの55億円を返済する契約になっているのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 3年据え置きで24年償還となっています。

丹澤委員 3年据え置きというと、平成14年3月からですから、平成18年3月31日から、平成41年の3月31日までです。この間の利息はどうなっていますか。

深沢商業振興金融課長 無利息です。

丹澤委員 県は55億円を無利息でこの会社に貸していることになるわけですね。この会社が平成18年の3月31日に第1回目返済するということですが、この第1回目の返済額は幾らなのか、また、それが返ってきているのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 貸付金の返済状況等につきましては、貸付先の法人の正当な利益を害するおそれがある不開示情報に当たるため、公開の場においてはお答えすることができません。御了承お願いいたします。

丹澤委員 この貸付原資はどこのお金なのですか。

深沢商業振興金融課長 貸付原資は県費と中小企業基盤整備機構からの借入です。

丹澤委員 この原資は機構のお金も国税が入っており、県がお貸しするのはもちろん県費がすべてです。税金をすべて貸しておきながら公開できないということですか。

深沢商業振興金融課長 借入金の状況など、法人の内部情報については、その法人の同意なくして開示することは、当該法人の利益を害し、公正な企業間の競争秩序の妨げになることから、貸付先の法人の正当な利益を害するおそれがある不開示情報に当たり、これは高度化事業制度を所管する中小企業基盤整備機構においても独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定により、開示できないことになっていますので御了承をお願いします。

丹澤委員 今回、この予定どおり第1回目が3千百万円、第2回目の平成19年3月末が7千4百万円、19年度末の第3回目が1億千8百万円になっていて、この3年間の総額で約2億数千万円を返すことになっていますが、額も言えないのですか。返ってきているか返ってきていないとも言えないのですか。返ってきているかいないとも言えないということになると、今の状況がどうなのか全く開示できないということですか。

深沢商業振興金融課長 償還状況については、公開できないことになっていますので御了承をお願いします。

丹澤委員 これが不良債権化するかどうか、どういう指導をしているのかも、全く議会の場でも明らかにできないということですね。

深沢商業振興金融課長 個々の企業の状況については、公開の場ではお答えすることができま

せんので御了承をお願いします。

丹澤委員 2億数千万円が既に今年度末までに返ってくるようになっていますが、仮の話、これが返済されなければどういう形になっていくのですか。

深沢商業振興金融課長 診断指導等を実施して、山梨県の債権が回収できるように努めているところです。

丹澤委員 平成41年3月31日という最終期限は動かさないわけですね。

深沢商業振興金融課長 制度上、動かさないことになっています。

丹澤委員 順々に後ろへ、後ろへ行って、1銭も返さないでおけば、最終年度の平成41年度にすべて55億円耳をそろえて返すという仕組みなのですか。

深沢商業振興金融課長 一般論として高度化資金の約定償還が困難な場合については、組合の申請に基づいて経営診断を実施し、診断の結果、償還財源の確保が難しく、条件変更の必要性を認める場合については、償還猶予を行っており、償還の確実性がないものについては、償還猶予ができないことになっています。  
ですから、償還ができないからといって最終年度まで引き伸ばすことはないと承知しています。

丹澤委員 一宮明和という会社がこれを県から借り受けていますが、実質的には明和醸造株式会社に又貸ししているわけです。明和醸造株式会社が一宮明和から借りて、明和醸造が一宮明和に工場の賃料を払います。その賃料の収入の範囲をもって充てると書いてありますが、この会社は55億円の資産を持っている工場を、家賃分で入った分だけしか県に返さないのであれば、もともとこの55億円返すという計画は不可能ではないのですか。

深沢商業振興金融課長 先ほど償還猶予の件に関しては一般論で申し上げたもので、今回の御質問の旧味のふるさとの債権について申し上げたものではありません。

丹澤委員 決算で55億円未回収という意見書が出されておきながら、これについては全く議論ができないということなのですか。

深沢商業振興金融課長 個々の法人等の償還の状況については、公開の場ではお答えできないことになっていますので、御了承をお願いします。

棚本委員長 委員長より申し上げます。質疑が堂々巡りの感があり、審議が停滞しておりますので、暫時休憩いたします。再開は後ほどお知らせします。

( 休 憩 )

棚本委員長 丹澤和平委員から出された質疑については、秘密会を開いて審議いたしたいと思います。

お諮りいたします。本委員会を秘密会とすることに御異議ありませんか。  
(「異議なし」という声あり)

御異議なしと認めます。よって、本委員会を秘密会とすることは可決されました。

お諮りいたします。この際申し上げます。山梨県議会会議規則第94条の規定によりますと、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会場の外に退去させなければならないこととされております。

私が指定いたしますのは、本委員会の委員及び出席説明員のうち、横森商工労働部長、中楯商工労働部次長、中村商工総務課長、深沢商業振興金融課長、深尾商業振興金融課総括課長補佐、窪田出納局次長、並びに議会事務局職員であります。これ以外の傍聴議員、出席説明員、傍聴者及び報道関係者の退場を命じます。

( 退 場 )

【秘密会のため掲載せず】

棚本委員長 これより質疑に入ります。ほかに何か質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

なお、山梨県議会会議規則第95条の規定によりますと、秘密会の議事の記録は公表しない、秘密会の議事は何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならないとされております。御留意を願います。

以上で秘密会を終了いたします。暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

丹澤委員 貸付けて、返済中の高度化資金はどれくらいあるのでしょうか。金額と件数をお願いします。

深沢商業振興金融課長 現在の高度化資金の貸付残高は、224億円余り、33団体です

丹澤委員 224億円の貸付総額のうち、不良債権化しているものは、この55億円も含めてどれくらいあるのですか。

深沢商業振興金融課長 いわゆる不良債権といわれるものについては、中小企業基盤整備機構の基準によりますと、貸付先が破綻した債権や、今後破綻が懸念される債権を指しますが、本県の場合、破綻先債権が3組合で57億円余、破綻懸念先債権が4組合で54億2,000万円余となっています。

丹澤委員 111億円ということですか。

深沢商業振興金融課長 合計では7組合で111億7,000万円余となっています。

丹澤委員 9月16日の山日新聞の報道によりますと、「147億円回収めど立たず」となっていますが、この金額との違いは何ですか。

深沢商業振興金融課長 新聞については、マスコミの独自取材で不良債権を定義していますので、数字が違ってきます。

丹澤委員 マスコミが不良債権化すると認定したものを、県はまだ大丈夫だと判断しているわけですか。

深沢商業振興金融課長 マスコミが不良債権として定義したのは、破綻懸念先ではなく要注意先までも含めて出ていると思うので、数字が多くなっています。

丹澤委員 要注意先というのは、県も認識しているわけでしょうか。

深沢商業振興金融課長 要注意先まで入れれば、マスコミの数字に近いものになります。

丹澤委員 県も147億円が不良債権化するおそれがあると認識しているわけですね。

深沢商業振興金融課長 機構の基準によりますと、要注意先も含めれば147億円ぐらいになると思います。

丹澤委員 57億円はもう既に倒産したものですから、明らかになっているもので、残りの、おそれがあるものは54億円ですが、54億円の中で一番大きいのはどこですか。

深沢商業振興金融課長 個々の法人名はお答えできないことになっていますので、御了承をお願いします。

丹澤委員 今の33件の貸付先についても一切公表できないということですか。

深沢商業振興金融課長 個々の貸付先については、不開示情報となっていますので、御了承をお願いします。

丹澤委員 54億円のうち一番大きい金額だけ教えてください。

深沢商業振興金融課長 償還残高でよろしいでしょうか。

丹澤委員 はい。

深沢商業振興金融課長 一番大きいところの償還残高は28億円です。

丹澤委員 そこには、もともと幾ら貸したのですか。

深沢商業振興金融課長 33億円余です。

丹澤委員 何年間でこの5億円を返したのですか。

深沢商業振興金融課長 貸付年度が平成5年度ですので、3年据え置きを含め14年になります。

丹澤委員 この33億円借りた会社は、最終の期限は当初の計画ではいつになっているのですか。

深沢商業振興金融課長 高度化資金の償還は原則として20年ですので、平成5年に貸し付けたものは、平成24年度が最終償還になります。

丹澤委員　　今は平成19年ですから、平成24年まであと5年しかないわけです。今まで13年かけて5億円しか返せない会社が、あと5年で残りの28億円が返せるでしょうか。

深沢商業振興金融課長　現状では非常に厳しいと考えています。

丹澤委員　　こういう企業は、どういう償還をしていて、どういう経営なのか、今ここでは言えないわけですか。

深沢商業振興金融課長　個々の企業の経営状況等については、公開の場でお答えすることができませんので御了承をお願いします。

棚本委員長　　この際、丹澤和平委員の質疑については、秘密会を開いて審議いたしたいと思えます。お諮りいたします。本委員会を秘密会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

御異議なしと認めます。よって、本委員会を秘密会とすることが可決されました。

この際申し上げます。山梨県議会会議規則第94条の規定によりますと、傍聴人及び委員長の指定する者以外を委員会場の外に退去させなければならないこととされております。

私が指定いたしますのは、本委員会の委員及び出席説明員のうち、横森商工労働部長、中楯商工労働部次長、中村商工総務課長、深沢商業振興金融課長、深尾商業振興金融課総括課長補佐、窪田出納局次長、並びに議会事務局職員であります。これ以外の傍聴議員、出席説明員、傍聴者及び報道関係者の退場を命じます。

（ 退 場 ）

#### 【秘密会のため掲載せず】

棚本委員長　　説明が終わりました。これに関連して委員から質問はありますか。これをもって質疑を終結いたします。

なお、山梨県議会会議規則第95条の規定によりますと、秘密会の議事の記録は公表しない、秘密会の議事は何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならないとされております。御留意を願います。

以上で秘密会を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

丹澤委員　　高度化資金は147億円が不良債権化するおそれがあることとなります。先ほど話を伺いましたら、条件変更をする限り、連帯保証人に債権の請求をしないということですから、そうすると連帯保証人は全く意味がないのではないかという話をしましたが、最終年度まで条件変更を繰り返していくと、それを全部最終年度に払うこととなります。そのときに初めて連帯保証人に請求するというのであれば、それまでの間に連帯保証人が全部自分の財産

を移してしまえば1銭も責任を負うことがないという、非常に欠陥のある制度だという気がします。

いずれ、破綻すれば債権放棄しなければならないと思いますが、全く今まで、皆さんがこの147億円を不良債権として県民に認識させませんでした。それはもう既に貸してある資金で、新たな県の債務ではないわけですから、そういう認識がなかったのかもしれませんが。これを県民が簡単に債権放棄として、最終的に納得するかどうかは大変疑問だと思いますが、貸し付けが余り厳しくなり、貸してもらえないと困ります。かといって、安易に貸し付けてこういうことにならないようするために対策を講じていただきたいと思うのですが、今後のこの貸し付けについての考え方をお尋ねします。

横森商工労働部長 高度化資金は中小企業にとってはしっかりその目的を果たしている制度だと思っています。中小企業が集まってこの制度を利用して、さらに力を付けようというものについては、今後も相談に乗っていくつもりですが、今のお話のように、制度として、保証人の問題等も含めて、安易に貸し付けてはいけないということもあります。特にこの場合、中小企業基盤整備機構が貸し付け金額の半分以上を持っていますので、機構とも十分相談しながらやりたいと思います。

また、計画が出てきたときに、今後はその計画にかかわる貸し付けがどんな意味合いを持つのかを県内の金融機関も巻き込み、全体で十分審査していく制度を今から考えていきたいと思っていますので、制度を活用することは今後も続けていきたいですが、審査に当たっては十分検討していきたいと思っています。

#### (新山梨環状道路について)

丹澤委員 新山梨環状道路は、今、南アルプスのインターからずっと南回りをして、これが旧国道20号にぶつかるのでしょうか、英和のところまで行くのでしょうか。そういうものを建設していただいています。1時間ネットワーク構想として、これが大きな効果を生むだろうということで計画していると思いますが、この道路の建設費は、1メートル幾らでしょうか。

上田道路整備課長 新山梨環状道路のうち、今は南部区間の事業を実施していますが、メーター当たり約1千万円という数字が出ています。

丹澤委員 メーター当たり1千万円であれば、1キロ百億円となります。中部横断道は幾らになりますか。

上田道路整備課長 聞いているところでは、新直轄区間が六郷から富沢のインターチェンジまで約28キロで2千億円と聞いていますので、それを単純に割り戻しますと、1キロ当たり71億円の数字が出てくると思います。

丹澤委員 中部横断道は1メートルつくるのに7百万円で、環状道路は1メートルつくるのに1千万円という多額な経費がかかるわけですが、今、公共事業がむだと言われるのは、道路は必要ですが、むだな投資をしなければならないのが、公共事業は多々あると思います。もっとコストダウンを検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

上田道路整備課長 特に財政の厳しい折ですから、コストダウンを図るのは私たちの命題であり、使いやすい道をできるだけコストを下げてつくるのは、我々に課せられ

た使命だと思っています。

中部横断自動車道との差異については、それぞれ現地の条件によって大変違ってきており、一概には比較できないのですが、あえて申しますと、私が想像するのに、中部横断自動車道は2車線の道路をつくっていただけのことです。環状道路は釜無川大橋、さらに昭和バイパスから南側については、交通量の関係から4車線の道路をつくっています。さらに、高架形式になっており、沿道からの利用もありますので、側道からも入れるように、実質的には6車線の道路をつくらざるを得ず、その点が単価に反映されていると思っています。

丹澤委員                    こういう高架の道路を4車線で、高速道路並みに道路をつくるということで、この費用対効果はどうなっていますか。

上田道路整備課長       整備効果ですが、今、渋滞対策等に応じてバイパスをつくる時に、費用対効果が盛んに議論されており、全国一律の基準で算出しています。かかったコストを分母にして、得られた便益を分子にして、それが幾つかということです。国の採択基準でいうと1.0以上の便益が出ればいいということです。それは直接的に得られる便益だけをカウントしているものですから、渋滞によって時間がかかり、経済活動がおくれることが一番大きいのですが、それから渋滞によってガソリン代がかかりますが、それがなくなるということ、それから交通事故が減るといふ、3つの、直接すぐに影響が出る効果だけを分子にとり、分母はコストだけで計算しています。ほかにも道路整備についてはいろいろな効果がありますから、1.0以上になれば国補採択してもいいということです。

御質問の件ですが、今、私どもが試算している南部区間については、1.94という数字が出ており、おおむね得られる便益が2倍程度であると思っています。

丹澤委員                   計画された事業ですから、多額な費用がかかってもきっと実施しなくてはならないと思いますが、ぜひコストダウンを図りながら、1日も早く建設できるようにお願いします。

( 休 憩 )

( 総務・森林環境・観光・出納・教育 )

( 県の歳入歳出について )

竹越委員                   県の行政改革のこれまでの大綱の中で、県債発行については、県債発行削減計画という言い方をして、通常県債の発行額を当該県債に係る元金償還額の範囲内とするという目標を立てて18年度はそれを達成されました。そのことについては評価したいと思っています。

それで、行革の2次計画の折には、通常県債の発行額を当該県債に係る元金償還額の範囲内とする基本方針を堅持するという言い方をしており、そのときに、本会議でも県債の残高を減らそうという意味合いで何人かの方が質問しています。私ども会派の議員もだれかが質問したときに、その前の、勉強会などでのやり取りのときにこういう話を聞きました。なぜ「削減する」のが今度は「堅持する」という形になってしまったのか、それ以上減らせないのかという議論がありました。ところが、その後、最近になっては、もう既に発表されておりますが、県債の残高については、22年でしたか、380億円でしたか、減らそうという一応の案が示されたわけで、残高の削減については、より積極的な、前向きな取り組みをされ始めています。

多分、去年かおとし聞いたことだと思いますが、なぜ範囲内とするという方針を堅持するというふうにしたのか、今になってみると疑問に思っています。何か理由があったのかお聞きします。

原財政課長

第2次行革プログラムは、第1次行革プログラムの考え方を堅持するというものであり、第1次から元金償還額の範囲内にすると決めてきたものです。よって、第2次行革プログラムにおいて、第1次から何か戻したとか、逆に言うと考え方を変えたというのではなく、あくまで県債残高をふやさないという観点から、償還額の中に新たに発行するものをおさめると考えていますので、1次と2次で県債発行に対する考え方は変わっていないという認識を持っています。

竹越委員

変わっていないのはそうでしょうけれども、その後、知事選などを経て今日に至った中では、さらに減らす方向にかなりシフトしてきていると思いますから、その理由を聞きたいのです。まだ決まったわけではないでしょうけれども、少なくとも具体的に今、380億円という方向が出されていますね。

原財政課長

まず前提として、第2次行革プログラムにおいてもプライマリーバランスを確保していく観点に立ち、平成18年度では51億円の削減につながっています。簡単に申しますと、元金の償還額と、新たに発行するものの差額が51億円ありますので、51億円減る方向へシフトしたという状況です。

今度さらに踏み込んで縮減していく方向ではないかということについては、現在、経済財政会議から御提言をいただいておりますが、380億円を一つの目安に、具体的に執行部で考えるということですので、これを踏まえて、こういった手法があるのか、またどの程度減らしていくとどのような財政の構造になるのかといったシミュレーションをして御提示していきたいと考えています。

竹越委員

削減することに異論があるわけではありません。ただ、さっき申し上げた県債残高を削減すべきだという議論を執行部の皆さんとしていて、何でもっと踏み込まないのかという話をしたときに、県債は限りなくゼロに近いのがいいというものでもなくて、必要な県債は、有利な県債は活用しながら、公共事業などは推進する必要もあるという話があり、そういう意味ならそれなりに、基盤整備も大事なことから、一応納得していたわけです。

有利な県債は活用する方がいいということと、後年度の方も利用するような基盤整備については起債という方法も、ある意味で負担を公平化させるいい方法だという説明も聞いてきましたから、特にこのところ、より積極的な削減計画に持ってきた意味を聞いておきます。

少し前に言ったときには、建設事業の割合が他県に比べてかなり高いという話もありました。前にはそういう分析をしたこともないし、聞いたこともなかったのですが、ここのところは説明を聞くと、建設事業のウエートが本県は他県に比べて高いため、もっと事業を削減して、県債も削減する余地があるという説明を受けたわけです。その辺の事情について説明を願いたいと思います。

原財政課長

今回380億円程度削減すべきだと、経済財政会議でまとめられたのは、本県の財政状況が実際どういうところにあるのだろうかというところに議論が及んでいました。その際には、本県の債務保証も入れた形での、県の借金に全国水準と比べてどの水準にあるかということで、標準財政規模という指

標を用いて、この標準財政規模といたしますのは、簡単に言いますとその自治体の収入ですので、どのぐらいの返済能力があるかということで考えていただければ一番簡単にわかると思いますが、これで割り込んだときに、本県はどれぐらいの数字があるのだろうかということと、全国と比較した場合に、本県はどの位置にあるのかということに議論が及びまして、その際に、まず短期間では、全国水準まで持っていくのが適切ではないかという議論と、そうはいつでも中長期的な判断も要るだろうということから、中長期的に見たときには、人口規模が同程度の1人当たりの借金と同水準がいいのではないかという議論があり、それらを踏まえて、まず目指すべき数値目標が経済財政会議でまとめられたという認識を持っています。

竹越委員 今後さらに県債残高を減らしていこうという考え方ですが、それに関連をしながら、公共事業と県単独公共事業について、これまでは公共事業はマイナス5%、単独事業はマイナス12%という数値を示してきました。これは今後、どのような数値目標になるのでしょうか。

原財政課長 経済財政会議の場面においては、県債の残高を減らしていく上で、公共事業についても段階的に縮減していく必要があります。また、出資法人等の見直しも必要だという提言をいただいています。  
一方で、県内総生産のGDPに建設業が占める割合が10%という状況もありますので、県内景気にも十分に配慮していく必要があるだろうという認識を持っており、両者を加味しつつ、どれぐらいの数字もしくはどれぐらいの規模で行っていくのがいいのかについては、現在検討しています。  
行政改革大綱を示していく場面で説明していけるよう、鋭意作業していますので、御理解いただければと思います。

竹越委員 行政改革大綱を示せば、その中で数字が示されるということですか。

原財政課長 行政改革大綱の中でなるべく数値目標を各種盛り込むように現在作業していますので、その場面では何らかの数字が示せるのではないかと考えており、その方向で現在整理しています。

竹越委員 今後の話になりますが、パブリックコメントで出された資料が何かで、県債残高の削減目標が22年、380億と書いてあった記憶がします。これまでの5%、12%という数字を上回るのか下回るのか、方向ぐらいは何とか出ませんか。そのまま維持していけばおおむね達成できると見ているのですか。

原財政課長 380億円といった場合には、企業債や出資法人の債務保証も入れたもののご提言をいただいています。その意味で、使うツールとしては、公共事業の縮減や企業債の償還、また、出資法人等の改革に伴う債務保証等の縮減の3つのツールがあると考えており、このツールをそれぞれの程度の数字にするかについて現在検討しています。  
380という数字に基づいて直接的に、特に公共事業にターゲットを絞って、どれぐらいという数字が出せるものではないので、それは行革大綱をお示しする中でお示しさせていただきたいと考えています。

竹越委員 その380億円は今おっしゃったようなことだから、その中で、いわゆる通常県債については、積み重ねてあるわけではないのですか。これまでの議

論の中で、そこが多分メインだろうとと思っていますので、その数字は380億円の中でどれくらい占めるのか、あるいは幾らになるのかについては言える範囲で結構です。でも、積み重ねていなければ数字は出てこないと思うから、お答え願いたいと思います。

原財政課長

その380億円の中で一番明確にわかるのは、企業債の部分だと思っています。企業債については、年次に従って償還計画に基づいていけばどれくらい落ちていくというのは明確にわかります。しかし、出資法人や公共事業については、それぞれをどれだけ変えるかによって数字が変わってきますので、それがどの程度かというのは、今の段階ではまだ明確に、これが公式見解だというように出せるものはありません。

竹越委員

県の借金はかなり論議の中心になった時期がありましたから、その延長で考えて、まあ、余り僕らもこういう分析については得意な方ではありませんからよくわからないのですが、ただ、ここをやはりきちんとしておかないといけないのかなと思います。本当に今の時点も絡むだろうけれども、全くほうっておけない事態なのかどうかについては、確かに厳しいことは間違いないから、県債残高を削減しなければならないと思っています。ただ、一方で、県内景気だけではなく、基盤整備もかなり山梨は不足していると思っていますから、できるだけ別のいい財源があれば、それは見つけるにしても、県債も、有利な県債があれば活用しながらやっていくべきだと思います。

私は限りなく県債はゼロに近い方がいいとは決して思っていません。このところ、借金すると、「借金は悪だ」みたいな認識を結構持っている方がいると思いますが、そうではないと思っていますから、もちろん、財政の健全化を図らなければいけないことは当然ですが、活用できるものはしっかり活用して、整備するものは整備していくという姿勢でいます。ですから、まだよく数字が示されませんが、このことについても関心を持っています。

見解があったらお聞かせください。

原財政課長

この問題については、先生方やマスコミの方、それから県民の皆様方にきちんと説明していくことが重要だと考えています。その意味でなるべくわかりやすく説明できるように図表等を活用しつつ、行政改革大綱をつくってまいりたいと考えています。

また、国の有利な資金が活用できる場合には、それらを積極的に取り入れていくことで事業量を確保していくことも検討してまいりたいと思っています。

#### (県税の収入未済額について)

竹越委員

次に、18年度の県税の収入未済額が約40億円とあります。これは別に18年度に一遍に40億円にふえたわけではなく、過去のものが積み重なって収入未済額がこうなっているのだと認識しています。県税の中でも、項目別に見ますと、大変気になるところはやはり個人県民税と、自動車税です。自動車税については、タイヤロックなども含めて結構努力しているのは伝わってきています。全体的にもいろいろな工夫をされているとは聞いていますが、40億円というのは半端な額ではなく、相当大きい額だと思っています。個人県民税でいけば、15億ぐらいになるわけであり、できるだけ徴収率を上げて収入にするための具体的な取り組みについてお聞きします。

酒井税務課長

18年度の県税の決算では、課税総額1,042億円に対して収入が99

8億円で、徴収率が95.8%、収入未済が39億8千万円という数字です。確かに半端な数字ではないのですが、徴収率の向上と収入未済額の圧縮は税の公平性の確保や税行政に対する信頼確保という両面から重要だと思っています。

要因は何かと申しますと、経済的な要因を除くと、やはり納税意識の変化と税当局の対応に問題があると考えていますが、現在、納税意識の向上、納税環境の整備、毅然とした滞納処分の実施という3点を重点に取り組んでおり、タイヤロックもそうですが、ことしは特に毅然たる滞納処分の実施に力を入れています。

この9月にタイヤロック装置を全部で45台追加購入しましたが、今月が自動車差し押さえ強化月間になっており、現在、3千人に差し押さえ予告書を出しました。登録上5百台を差し押さえしていますが、11月6日から22台をタイヤロックして、そのほかに既に納付あるいは納税約束をした方が1千7百人ぐらいおり、大体3千人の滞納総額3億5千万円のうち、現在1億1千5百万円ほどが収納されている状況です。

県税事務所に話を聞きますと、170万円をキャッシュで納めた方もおり、納税資力があながた納税していない実態が明らかになったと考えています。税法では、例えば災害に遭ったとか、病気になったとか、事業不振であるといったものについては徴収猶予措置を設けています。タイヤロックで3分の1をすぐ納めるという状況で、財力があながた支払われていない方が多かったこととなりますので、今後も厳正な処分を実施していきたいと考えています。

また、納税意識の向上については、いろいろなPR活動とともに、幼いころから納税意識を持ってもらうということで、教育委員会とも協力して、租税教育に力を入れています。また、忙しい世の中ですので、納めやすい環境、申告しやすい環境づくりということで、法人2税については昨年1月から電子申告を始めましたし、コンビニ収納も17年度から実施しています。今後はクレジット収納や電子納税などの検討に力を入れていきたいと考えています。

また、滞納額の37%を占める個人県民税については、現在6名の職員を市町村に派遣して共同徴収を実施していますが、さらにこれを使いやすいものにするために、現在、市町村と県で新たな共同組織の検討を進めています。

それらを組み合わせながら徴収率の向上、収入未済額の圧縮をしていきたいと考えています。なお、タイヤロックの対象となる税目は自動車税だけでなく、すべての税が対象ですので付言しておきます。

竹越委員

特に税収額そのものもそれなりに大きい個人県民税について、市町村とタイアップという意味合いをもう少し詳しく説明してください。

酒井税務課長

個人県民税は、地方税法第41条により市町村が賦課徴収権を持っています。したがって、県が直接滞納処分することができません。そこで、現在、徴収支援として6名の職員を市町村に派遣して併任徴収という形で市町村の方と一緒に滞納整理を行っています。ただ、6名は、滞納処分と同時に、もう一つは市町村職員のトレーニングという意味があり、県職員1人につき2～3人の市町村職員をつけて、徴収能力の向上を図っています。大きい市でないと、この派遣制度の利用は難しいということで、新たな徴収組織を立ち上げて、みんなで利用するようなことができないか、現在、市町村と県で研究会を設けて、その組織のあり方について検討しています。それができたら、そういった形の連携をとりながら、個人県民税は特に税源移譲で山

梨県に振り分けられた金額が215億円ぐらいあり、また、定率減税が終わったことにより、その増収額を含めると以前より240億円ほど大きくなりますので、確実な徴収を目指していきたいと考えています。

竹越委員 今、全国的にも新たな税源というよりも、とにかく取れるものだから、できるだけ収入未済額にせず、徴収率を高めることがまずやるべきことだという感じがしています。それで、何か徴収率を高める目標数値みたいなものをつくっているのでしょうか。

酒井税務課長 現在の徴収率が95.8%ですが、全国的には97.2%ぐらいが平均ですので、全国平均を目標にしています。

竹越委員 中には、1件当たりの税額は少ないところもあるのかもしれませんが、しかし、納税者側は納める義務があるわけだから、徴収の経費が多少かかっても、やはりきちんと徴収をする努力はぜひ続けてほしいと思っています。  
全国平均の話をされましたが、少なくとも全国平均は上回るような努力を特に期待して終わります。

#### (地震防災施設整備について)

鷹野委員 主要施策成果説明書の129ページの地震防災施設整備について、地震対策緊急整備事業計画と、もう一つ、地震防災緊急事業5か年計画という二本立てですが、次の130ページにはまとめた形での実績報告になっています。まず、地震対策緊急整備事業計画について教えてください。

笹本総務部次長 地震対策緊急整備事業計画ですが、これは昭和53年に大規模地震対策特別措置法が制定され、その後、昭和55年から東海地震をメインにした事業計画を策定することになっています。  
それから、この中で耐震性貯水槽などを整備しています。耐震性貯水槽については、万が一の大規模地震などで水道管が破裂、被災し、消火栓が使用できない場合、初期消火のために大変重要であり、この表が130ページに明記してあります。

鷹野委員 今、御説明いただいたものが昭和55年から平成21年までの計画であり、あわせて今お話しいただいたものと、もう一つ、第3次地震防災緊急事業5か年計画があると思いますが、これについて説明してください。

笹本総務部次長 これは平成7年に阪神淡路大震災が発生した以降、東海地震の補助金はやっているけれども、それ以外で全国的な規模で地震対策として、こういった耐震性貯水槽等の整備が必要ではないかということで、新たに平成8年度から設けられたものです。

鷹野委員 この第3次は平成18年から5か年の平成22年までで、この計画は各市町村の消防施設整備の計画実績等を踏まえて助成措置が講じられると理解していますが、各市町村の既存の消防水利の現状、実績数値等、防火水槽について整備関連で説明してください。

笹本総務部次長 現在、消防水利については、河川や池、井戸などの自然水利もあわせて県内に約2万2,000か所程度あります。しかし、この耐震性貯水槽になると、実際この事業費を使って整備されているものは、平成19年度現在で、

地震対策緊急整備事業と地震防災緊急事業をあわせた数字で県内には2,154基です。このうち地震対策の耐震性貯水槽は1,334基ありますが、そのほか市町村の単独事業で整備されているものもあります。

鷹野委員

この計画に基づきますと、今後、5年計画ですから、あと4年あるわけですが、基本的に今後の整備目標、計画、これら実施主体は市町村と理解していますが、県としての指導的な立場で目標数字というものが本来あるべきだと理解していますので、説明をお願いします。

笹本総務部次長

地震対策緊急整備事業については、平成17年から平成21年度、それから地震防災緊急事業については、平成18年度から22年度ということになっています。現在のところ、5年計画のときには市町村も自分たちの地域を見回して必要な数量を挙げてきていますが、それぞれ単年度別になりますと、そのときの財政事情や、あるいは貯水槽を設置する場合は地権者との交渉事になります。何十年使わせてもらえるかとか、あるいは地権者の方で、計画段階では設置してもいいと言ったけれども、当該年度になるとだめだということがあり、その進捗率については100%ではありません。

鷹野委員

19年度が2,154か所という説明をいただきましたが、基本的に消防庁で整備指針が示されていると思うのですが、この整備指針に基づく山梨県としての消防水利、水利関係については、足りているのか、足りていないのか。また、足りていないのであれば、この5か年計画でまた見直し等も当然あると思いますが、これら達成率や不足率も示した中で市町村に対する助言や指導等が必要と思います。

笹本総務部次長

毎年担当者会議や補助金申請のときのヒアリング、あるいは5か年計画といったときに各市町村担当者には自分たちの市町村の水利の充足率や、あるいは市街化しているか、あるいは準市街化かといったことをよく検討して、できるだけ実効性を帯びた計画で上げてくるように話しています。

ちなみに、消防水利といっても自然水利をあわせてもまだまだ充足率は十分とは言えない状況になっています。こうした中で、大規模地震が今後発生する場合は考えると、耐震性貯水槽は大変有効な事業ですので、できるだけ前向きに、あるいは消防本部とも連携した上で計画作成に向けて整備をさらに充実するように働きかけていきたいと考えています。

鷹野委員

具体的には消防庁の整備指針に基づいて足りているか、足りていないかという話はありませんでしたが、たまたまよその県の事例を見ますと、福島県の場合は、市町村の消防設備の実績調査に基づき、山梨と同様に国庫補助事業を活用して、整備目標を設けて、既存の消防水利も3万5,298基あるということ。これに基づいて計画上也あわせてどれくらい不足しているのかということで、不足率までも出ており、福島の場合は6,420基の整備が必要という具体的な数値も出ています。

あくまで市町村が実施主体ということは重々承知した中でも、山梨県地域防災計画もつくっているわけですから、これらに基づいて安心、安全な住みやすい環境を目指していただきたいと思っています。

笹本総務部次長

できるだけ長期にわたって、私どももこうした事例を参考に次期計画については同じような記載ができるように前向きに検討していきたいと思いません。

ただ、この中で福島県の調査ですが、これもやはり全国一斉に地震防災緊急事業の関係で実態調査が行われ、私どもも同様な数はつかんでいます。福島県は公表しているようですが、私どもは公表していませんでした。それを次期計画に向けて前向きに検討していきたいと考えています。

また、先ほど水利の方で話がないという話でしたが、県内の耐震性貯水槽や防火水槽、また、自然水利や学校のプールといったものを充足率で換算しますと、おおむね70%ぐらいしか充足率を達成していない状況です。今後この充足率をいかに高めていくかが県としての役目と心得ていますので、精一杯努力していきたいと思えます。

鷹野委員

たまたま先だっていたいただいた新しい行政改革大綱の提言という中にも、補助金削減ということで消防防災施設等の整備費補助金という具体的な名前まで出ていましたが、やはり消防施設などの安全・安心の部分で必要なものには充てていくことは必要であり、主体が市町村であっても、計画を持って行うことによって、県が指示していく、また指導していくことが必要だと思っていますので、平成20年度当初予算から積極的に取り組む具体的な項目として挙がっていますから、ぜひ早急に対応していただきたいと思えます。

笹本総務部次長

確かに、万が一の地震が発生した際、やはり県民の安心、安全、あるいは生命、財産の安全確保という観点からこういったものの整備と同時に、計画についてもしっかりしたものを検討していきたいと思えます。

#### (県財政について)

丹澤委員

かつて出雲の市長に就任した岩國哲人さんがこう言いました。職員を呼んで、こういう仕事をしなさいと言ったらその職員が「金もありません。人がいません」と言ったそうです。そのときに山梨の市長は「金があればあなたに頼まない。人がいればあなたにお願いしない。金がない、人がいないからあなたにお願いしているんだ」、そう言って職員を叱咤激励したそうです。ここにいる職員はすべて知事がまさに「金がないからあなたにお願いしたんだ。人がいないからあなたにお願いしたんだ」、そういう人たちばかりです。私も財政の健全化について一緒にこの間までやってきた仲間ですから、大変聞くことがつらいところがありますが、山梨県の今後のためにもぜひお尋ねしたいと思えます。

この決算審査意見書の4ページに、山梨県の財政指標ということで2つ出ています。一つは経済収支比率が91.5%、それから実質公債費比率、つまりかつての起債制限比率が13.2%ということで、悪化の傾向にあると書いてあるわけです。前に私どもの一般質問の中で、知事に「健全な財政の姿とはどういう姿をいうのですか」というお尋ねをしましたが、もう一度、山梨県の健全な財政の姿、あるべき姿、目指すべき方向についてお答えください。

原財政課長

理想的な財政状況と申しますのは、財政の柔軟性が確保されている状況だと思います。現在、社会変化の激しい中で、各種行政ニーズが出てきますので、こういったものに柔軟に対応していける状況が理想的な財政運営状況だということで、議会の場でも知事の方からそのような趣旨で答弁させていただいたと理解しています。

丹澤委員

真っ先に言えることは、財政の硬直性に対する反対の言葉である柔軟性ということですが、山梨県の91.5%という姿についていかがですか。

- 原財政課長 91.5%という数字については、年々数字が大きくなってきていますので、この意味では硬直化が進んできていると思います。ただ、時系列で見たときはそうでしたが、一方で相対評価として同規模団体においても同等の数字の悪化が見られていますので、本県も苦しいとともに、全国的にどこの都道府県も同等に苦しんできてきているという認識を持っています。
- 丹澤委員 経常収支比率は相対的に見るものではなくて、あくまでも自分のところかどうかということ判断するための指標ですから、よそが悪いからうちも悪くていいんだということにはきっとならないと思うけれども、それは日本全体がそういう状況だということであれば、なぜこういう状況に陥ったのか、お聞かせください。
- 原財政課長 特に近年における経常収支比率の悪化については、もっぱら三位一体の改革の影響だと認識しています。経常収支比率については、分母に一般財源、分子に経常経費に充当する一般財源がきます。経常経費の一般財源について義務教育の国庫負担金とか、国民健康保険の国庫負担金などの削減に伴う影響により、県負担が100億円程度、平成15年から18年にかけてふえています。また一方で、分母の一般財源についても地方交付税の削減等がなされていますので、これで県収入が100億円程度減ったという状況があり、これらの影響により、全国的にも経常収支比率が悪化したという認識を持っています。
- 丹澤委員 本来であれば税源移譲しているわけですから、そういうものは収支を十分あわせた上で、交付税が減る分が税源移譲されるということで、税源移譲をやり、地方分権をやってきたはずですが、それがうまくいかなかったと。これは地方の責任でもあるし、国会議員も地方のことをよく理解していなかったということでしょうけれども、分母も減りましたが分子は逆にふえています。そのふえている分子の主なものは何ですか。今、負担金を聞きましたので、それ以外について教えてください。
- 原財政課長 分子は経常経費に充当する一般財源ですので、人件費とか公債費とか、こういった義務的な経費が入っています。
- 丹澤委員 91.5%のうちで人件費と公債費が占める割合を教えてください。
- 原財政課長 経常収支比率が平成18年で91.5%になっています。このうち人件費のうち職員給が29.0ポイント、公債費については27.3ポイント、分子分を占めています。
- 丹澤委員 91.5のうち56.3を人件費と公債費で占めていると、これを改善するとしたら、このいずれか、あるいは両方を減らさなければならないことになります。この意見書を見ると、私たちのように団塊の世代がこれからも退職を続々としていくわけですが、この人の退職金を払うことになると、ますます人件費は増大します。そうすると、もっと悪くなる可能性があるわけですね。
- 原財政課長 経常収支比率は分母と分子の関係ですので、分母が固定という前提であれば、そういった数字が悪化する可能性はあります。しかし、人件費が、今お

っしやられたように大きなウエートを占めていますので、影響は大きいと思いますが、そのほか公債費とか、義務的な負担のトータルがどう推移するかを見た上でないと、正確にどれぐらいの数値で、どれぐらい悪化するかというのは示すことが難しいと思っています。

丹澤委員

いよいよ団塊の世代が退職していく来年度以降3年間はますます財政が厳しくなり、弾力性が失われていきます。よもや100を超えることはないと思いますが、市町村によっては100を超えているところがありますけれども、限りなく100に近づくことになると、いろいろな手だてを講じていかなければいけないと思うのですが、それについての対策はあるのでしょうか。

原財政課長

先日、経済財政会議で今後の県の財政の硬直性を回避するためにどういった手法をとるべきかという議論がなされています。その中でもありました県単独補助金の見直しとか、その他、公共事業の段階的縮減、出資法人の見直し、また人件費についてもコメントされています。そういったもろもろを踏まえて、今後つくっていく行革大綱の中でどのような手法をとるのが、また、今後の推計がどのような形になるのか検討していきたいと考えています。

丹澤委員

職員もここ数年間大変つらい時期に突入していくわけで、本当に私も今度こっち側に来てしまって大変申しわけない気がします、痛みを分け合わなければならないという気がします。

先ほどから公共事業について、公債費を減らすためには公共事業を減らさなければならないということですが、午前中に土木の委員会があり、そのときに環状道路は1キロ幾らかかるかと聞いたら、1キロ100億円。つまり1メートルつくるのに1,000万円。中部横断道は幾らかと聞いたら、1キロ70億円。つまり1メートルつくるのに700万円かかる。この環状道路は何車線かと聞いたら6車線と言っていました。側道含めて6車線のものが本当に必要かどうか。この狭い盆地を全部ぐるぐると1周しても42キロしかありません。これをつくれば0分になるわけではありません。この経済効果が1あればいいと言っていますが、それはみんな私たちはベンツに乗りた。しかし、自分の財布を考えてみたら、スターレットにしか乗れないと。それはみんな金をかければいいものに乗れる、欲しいと思うけれども、自分の懐ぐあいです。

山梨県の南北間で、わずか6キロか7キロの間に、600億円も投入しているということですよ。公共事業はむだだから問題があるのであって、この狭い山梨県で、絶対必要なものはやるべきです。それが、山梨県はどの程度の身の丈かということです。身の丈というのは、自分の財布の懐ぐあいどれぐらいかを決めていかなければいけません。だから、公共事業を一律に5%、準公12%減らすとしていますが、私はこの準公を12%減らすことによって、田舎を守り、雪が降ったら雪かきをして、土砂崩れがあれば重機を持って行って片づけてくれる地方の中小の土建屋さんがいなくなってしまうたら、田舎の生活は成り立たないと思っています。私は準公ほど必要なものはないと思います。

こんな大きなものを100億かけてやるなら、必要性を十分に論じていただいて、ぜひ予算を削減すべきところは削減していただいて、準公も必要なものは回していただくことをぜひ考えていただきたいと思います。

古賀総務部長

特に公共事業の重要性については、まだまだ本県は基盤整備がおくれてお

り、しなければならぬ基盤整備がたくさんあります。また、本県の経済に占める建設業のウエートは高く、建設業が大きく影響を受けると、それが県経済全体に影響を及ぼすといったことも念頭に置く必要があります。

また、今、丹澤委員からお話がありましたように、実際、地元の土木業者がいざというときの災害等の対応面でも先頭に立って頑張ってくれているという現実も認識しなければいけないこともよく認識しています。

そういうさまざまな状況を念頭に置きながら、県債の削減という問題については、これまで一生懸命やってきたわけですが、やはり全国ベースや類似県ベースに比べてどうやら借金の額が少し大き過ぎるといった問題意識のもとで、とりあえずプライマリーバランスを達成して、今よりも借金をふやさないようにしようということをやってきたわけですが、今、経済財政会議の場で、これを削減するならどこまで削減すればいいのか議論されている中で、実際には標準財政規模に対する比率が一つの目安になってくると思いますし、また、1人当たり県債の残高が本県と人口同規模団体で見た場合には、スケールメリットも同じように反映されているわけですから、それがどれくらいであればいいのか議論した上で、今回、経済財政会議でも380億円、あるいは中長期の目標としては人口類似団体と1人当たり県債残高を同規模程度にすべきという御提言をいただいています。

そういうものを達成する中で、公共、準公もやはり一定の、段階的な縮減をしていかなければ公債費の削減はできませんが、それ以外の要素として、出資法人の債務の問題、あるいは企業債、そしてもう一つ箱ものをどうするかという問題を含めた総合的な問題になってきます。そういう中において、先ほど、準公共事業の本県における位置づけ、役割といったことも十分意識しながら、具体的な削減の目標計画をつくっていくことだと思っておりますので、9月議会でも知事から県内景気、経済への影響にも配慮すると申し上げさせていただいています。そういう大前提のもとで、今、行革大綱に最終的に具体的にどのような削減目標を提示し、その道筋としてどのような形で実現を図っていくか議論しています。

近々これについて議員の皆様方に御説明させていただくことになると思いますが、きちんと説明できるように、現在、最終的な詰めをしています。

#### (不納欠損処分について)

丹澤委員

税と税外収入とあわせて2つについてお尋ねします。税外収入未済状況というのがありますが、不納欠損処分は、基本的には時効を迎えたものを不納欠損として処分することになるわけですが、時効の中断さえしていれば、基本的には不納欠損処分はないわけです。やはり問題は税だと思います。税の場合には、今度、人事評価制度ができたために目標を立てます。目標を立てて、自分の在職中に取りやすいものを取ることになると、取れないものを残して、それがだんだんたまって行って、後にいった人は、その取れない部分、難しいものばかり残されて、それを取らなければならないことになっていくから、人事評価制度はいいのか悪いのかわかりませんが、そういう弊害が一つ出るのではないかと懸念しています。

その中で、不納欠損処分をしないためには、時効の中断があります。県の債務には私法上の債権と公法上の債権の2つがあるわけですが、その時効の中断の方法についてどういう指導をしているのか教えてください。

窪田出納局次長

時効の中断ですが、督促状を納付期限後20日以内に送付します。督促状を出さないと延滞金の徴収や強制的な徴収という法的な措置ができませんので、督促状を出します。その後、時効の中断方法の中身ですが、債務者に

債務を持っていることを承認させる。または、今お金が余りないので分納するという支払計画書を提出させるなどの方法で時効を中断させていきます。

丹澤委員

税の人は専門家でしょうから、そういう手続はきちりとしているのかもしれませんが、税外収入を扱っている人は常に変わっていきますし、なれない人もいます。そういう人に、まず、この県の債権は私法上なのか公法上なのかという区別をさせることです。私法上の場合には時効の援用がなければだめです。ところが、公法上の場合には時効の援用がなくても5年たてば不納欠損処分できますから、何年たっても取れるものもあるわけです。ところが、私たちが「なぜこれを取らないんだ」と言うと、「いや、これはもう5年たっておしまいです」と答えます。「おしまいって、これは私法上の債権ではないのか」といって初めて気がつく職員もいるわけです。千円の税外収入を取るのに1日1万円の職員が2人で行って取ってくるのは、コストの面からいっていろいろ問題があるかと思いますが、税の公平という観点から、それは幾らかけても取る必要があると思います。そういうことも加味しながらきちんと研修する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

窪田出納局次長

不納欠損に至ってしまう前の収入未済の債権管理は極めて重要ですので、出納局では平成15年度に債権管理のガイドラインを作成しています。法令や条例に優先するものではありませんが、指針として、一定の基準で的確に債権管理が行われるためのものです。それに従い債権台帳を記録していくということを指導しています。後任職員がそれを見ればすぐ自分のところで持っている債権がわかることで、行政の不作为による不納欠損を防いでいます。

今年度でもう3年ぐらい続いています。ガイドライン等をもとに毎年度当初に初任者研修を行っています。これは内部研修ですが、担当者に自分が持っている県の債権が大事なものであり、きちんと管理を行うという意識を徹底させています。また、そのほかに民間の金融機関等の担当者に講師として来ていただき、債権管理の厳しい現状について、年に複数回の研修等を行っています。

#### (ISO等に基づく環境保全活動について)

仁ノ平委員

「ISO等に基づく環境保全活動」についてお伺いします。近年、環境問題の意識が高まり、あるいは地球温暖化対策ということで大変な困難を抱えての議論がクローズアップされていますが、県内事業所の環境問題のリーダーであるべき県庁の環境保全活動への取り組みに大変関心がありますので、そこから伺います。

18年度県職員の環境意識をより一層向上したとありますが、18年度に限定すると、どのような職員の意識の向上を図られたのでしょうか。

佐野循環型社会推進課長 ISO等に基づく環境保全活動については、県が平成16年3月にISO14001という国際的な環境マネジメントシステムの認証を受けて、それに基づいて取り組みを進めています。そうした中で、この取り組みについては、環境方針を定めて計画をつくり、それを実施運用して、点検して見直しをしていくというPDCAサイクルに基づいて取り組みを進めています。

そうした中で、特に県職員の環境意識の一層の向上に必要なことは、やはり知識を習得して、習得した技術を実践することと、もう一つは点検をしっかりと、是正していくことに尽きるかと思えます。そのため、職員の意識向上として、部局長や課室長など幹部職員を対象とした研修を実施していま

す。また、各所属で直接担当する約1070名の職員を対象とした研修も実施しています。平成18年度には、特に新規採用職員に早いうちから意識を持ってもらうということで、69人に対して研修を実施しました。

また、点検・是正については、平成18年に内部監査員として52名の職員を指名して、全所属の監査を実施し、取り組み状況や進捗状況を確認していくことになっています。そして、その結果を次の新たな取り組みに生かしていくという形で、職員1人1人の意識は確実に向上していると言えると思います。

仁ノ平委員 一般の人もちろん環境意識の向上を図られるのですが、勤務時間中の県職員に求められる環境意識について、もう少し具体的にどの辺を向上させようとしたのか教えてください。

佐野循環型社会推進課長 意識を高めた上での取り組みとして、まず一つは、実際に電気や紙の使用量を減らすためのエコオフィスという意識の向上です。それから、本来、自分に与えられた仕事の中で環境に配慮するという意識の向上です。それからもう一つは、公共事業を実施するに当たって、環境に配慮していくという意識の向上の3点について、取り組んでいる状況です。

仁ノ平委員 今、公共事業というお話が出たのですが、自治体によっては、公共事業を行う企業体の環境意識を点数化して、点数の高いところを業者指名のときに勘案していくという流れもできているように思うのですが、県の指名を受けて行う業者の環境意識まで踏み込んでいるのでしょうか。

佐野循環型社会推進課長 事業所の環境意識については、ISO14001を取得していただくことを県として支援している状況と、もう一つは、小規模の事業所などでISO14001まで取得できない場合については、県でトライアルという形で環境活動への取り組みを促進している状況です。建設事業者だけではありませんが、約64事業所がそうした環境配慮活動に取り組んでいる状況です。

仁ノ平委員 ぜひそのところであるとか、自治体においては、例えば男女共同参画についての貢献などを業者の指名のときに点数化するという流れもあるようですので、大変期待しています。職員のエコオフィスに向けての取り組みを努力されているということですが、現状で点数をつけるのはなかなか難しいかと思いますが、理想的な状態からすると、担当としては現状何点ぐらいと把握していますか。

佐野循環型社会推進課長 県で率先行動計画をつくっており、例えば適正な冷暖房温度の設定や軽装期間の実施、また、昼休みの消灯やごみの分別の徹底などの取り組みを進めています。そんな中で、率先行動計画の中では、例えば、庁内の関係で電気使用量や水道使用量、コピー用紙の使用量、可燃ごみなどについて、平成18年度は17年度と比べて減少しています。もう一つ大きいのは温室効果ガスの排出量に換算しますと、18年度は平成10年度比で5.8%の減を達成するというところで、成果はあらわれてきていると考えています。

仁ノ平委員 今後、温暖化対策を進める中で、公共事業体の姿勢はさらに問われることだと思いますので、さらなる御努力を求めたいと思うのですが、今後の課題をお聞かせください。

佐野循環型社会推進課長 温暖化対策が非常に大きな問題になってきています。そうした中で一番大きな問題は、やはり意識の向上を実践につなげることと考えています。特に必要なのは、知識や技術を習得すること、また、それを実践に移していくことが一番重要だと考えています。そうした中で温暖化対策も、国でも新たに京都議定書の約束期間が来年度始まるという状況の中でいろいろな検討を進めていますので、そうした状況を踏まえながら検討していきたいと考えています。

仁ノ平委員 それらの努力は今後も当然続けられることだと思うのですが、そういう努力をされている中で、予算執行率が約47%と低いのが大変気になるところなのですが、その辺の事情をお話してください。

佐野循環型社会推進課長 平成18年度の予算については、主にISO14001の更新等に要した経費です。そうした中で研修委託料と更新審査委託料については、都道府県での実績のある事業者による見積合わせを実施したところ、40%程度の経費の削減が図られました。

もう一つは、アドバイザー経費も予算に54万円ほど計上してあったのですが、これにつきましても職員の意識向上と取り組みの進捗が、内部職員の監査によって確認できましたので、外部アドバイザーにお願いせずに、更新審査を受験して、その結果、平成19年3月に外部審査機関の更新審査を経て認証を更新しました。

丹澤委員 ISOについて伺います。平成9年にはISO14001は、まだはしりのころでした。そのときに東京で研修会があり、西友の担当常務さんが出てきて、西友はその当時は非常に経営不振で会社が危ないという状況だったそうです。ISOを入れようと決意してISOを入れたそうです。その結果、環境だけでなく、経営まで立ち直った。ISOをすることによって社員の心が一つになった。一つの目標を持つことはすばらしいことだという話をとうとうと述べていただきました。

県でも、みんな共通の意識を持つことが大事だということで提案しましたが、そのときの知事さんから要らないと言われました。今、話を聞くと、同じ知事さんのもとで、総務部長がかわって、突然ISO入れろと言ったときにはとっくによその県は入れて、意味がないからもうやめようというふうになっているときに今度入れました。間が悪いものです。私は、ISOを入れたら、山梨県の人たちがもっと一つになって固まっていくのかなと思っていました。

で、この間、経済財政諮問委員会の委員さんが私のところに来て、「山梨県庁はどうなっているのか」と。「何ですか」と聞いたら、うちにわざわざ資料を持ってきて「これをお願いします」と言ってきたので、私はそれを持っていったら机にまた同じものが置いてあったとのことです。「ISOやっているのですか」と聞かれましたので、「やっています」と答えましたら、「こんな潤沢に紙を使っていて、ISOは厳しくならないのですか」と、びっくりしていました。

今、課長さんが一生懸命、成果上がったと言っていますが、議会では、「議員の先生は鉛筆を自分で買って下さい」「筆ペン下さい」と言ったら「いや、それは議員は自分で買いなさい」と言われているから、私はつつましく使いますが、本当にみんなISOをやっている意識があるのでしょうか。

佐野循環型社会推進課長 ISO14001については、職員みずからの地道な取り組みというのですが、現在は、本庁と北巨摩合庁で実施しています。率先活動は全庁舎で実施していますが、ISOについては約2千名の職員が参加しています。先ほど申し上げたとおり、職員の意識が変わらなければどうにもならない問題ですので、今後も職員の意識改革と実績をきちんと点検し、それを新たな改善に生かしていくという取り組みを繰り返しながら、少しでもISOの成果につなげていきたいと考えています。

丹澤委員 西友の社長さんが、ISOを導入したことによって会社が立て直ったと言うぐらいすばらしい制度だと思っています。だから、今、山梨県が財政再建する上においても、ぜひこの制度を活用しながら、環境保全に努めていってください。

堀内副委員長 最近審査登録機関で審査した結果ですが、その中で是正などは出ていますか。

佐野循環型社会推進課長 更新審査は、平成19年2月に受けて、その中で指摘がありましたのは、職員の意識を高めるために研修をきちんとやりなさいということでした。

**(甲斐の国風林火山博について)**

丹澤委員 この間、長野県の人が私の家に来ました。風林火山博を開催しているからすばらしいとあって、本家本元を見に来たわけです。そして、僕の家に戻りに寄りました。「いやあ、恐れるに足りない」と。「大変来ていると言うけれども、私たちは全く負けていない」「どこがどう違うのですか」「私たちは信州風林火山と称して関係ある市町村全部がそのものをやった。だから、1つだけではない。すべての県下に、山梨県の風林火山の名をかりて観光を誘致しています」と。

山梨県も、架空の人物かもしれないけれども24将いるわけです。そういう各市町村に分散しても、本当は行くはずですが、甲府に来ているだけです。部長さんに本当はどうなんだと聞いたら、みんな潤っているけれども、商売上、実は潤っていないと言っているから、商売人のことは信用してはだめですとのことでした。私は石和の観光旅館で本当はどうなのか何人かに聞きました。すると、「いや、やっぱり厳しいんだ」と言っていました。聞きましたら、ここはミステリーツアーということで、JTBが行き先不明で6千円か7千円で1日乗せてきて、「はい、甲府へ着きました。風林火山博です」と言って、帰る者が大半ではないかという話をしていましたが、こういうイベントを民間団体がやられて、NHKも放送しているブームの中で、もう少し県下に広がるような観光宣伝の方法はなかったのでしょうか。

進藤観光部長 大河ドラマの風林火山放映をきっかけに、核として風林火山博に官民挙げて一緒に取り組んでいること。また、撮影ロケの場所ということで、風林火山館が北杜市にあります。ゆかりの歴史的な神社仏閣ということで、甲州市の恵林寺方面、あるいは武田神社といった史跡も県内に点在していますので、全県下の誘客の要因にはなっていると認識しています。

特に風林火山博については、民間の方たちが非常にしっかり営業活動したりフォローしたり工夫をされたりということで、当初の来客予想をはるかに上回る40万人という人数を既に達成し、県内各地でのフルーツ狩りとか、景観探訪といったことも含めて相当数の来客数がふえていると思っています。

す。

それから、宿泊に結びつけることが経済効果も大きいわけですから、いろいろなフォローアップの調査もしていますが、相当数の人が県内で宿泊もしていますので、山梨県においても風林火山によって県下広範囲の各地で相当な来客数と宿泊者も含めた経済誘発効果につながっていると認識しています。

丹澤委員

長野県の人に、山梨県のこの姿を見て安心したと言われぬように、ぜひ知恵と工夫を凝らして観光宣伝をしていただきたいと思います。

( 休 憩 )

( 知事政策・企画・警察・人事委・監査委・労働委・議会関係 )

( 公共交通車両優先システムについて )

竹越委員

公共交通の利便性を高める取り組みとしてバスレーンは大変有効ではないかという提案をしてきた経過もあります。18年度に公共交通車両優先システムを実施したと聞いていますが、実施の内容を教えてください。

深沢交通部長

公共交通車両優先システムは、平成18年4月20日から運用を開始し、約1年6か月を経過したところです。システムは交通管制センターにコンピューターの中央制御装置があり、路線に36基の光ビーコンという感応装置があり、バスには車載機が搭載されており、光ビーコンがこれに感応して中央装置で制御するものです。

おおむね1分以上バスがおくると、中央装置が感応して、直近の青信号を必要最少限度で延長したり、また赤信号の短縮を指示するという優先システムになっています。路線は現在、敷島総合文化会館前の交差点から甲府駅を結ぶ約5キロ区間の24交差点と、国立甲府病院から甲府駅の約1.5キロ、9交差点の2路線において車載機を搭載したバス、96台を対象に実施しています。

竹越委員

それは信号の時間が短くなるということでしょうか。よくバスレーンはバス以外のものが通行してはいけないといったことがありますが、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

深沢交通部長

公共車両の優先システムとバスレーンは違うもので、現在、バスレーンは千塚交差点から山の手交番付近までの通称山の手通りという路線と、文化ホールのところから丸の内郵便局の間をバス専用レーンとして指定しています。

竹越委員

バス専用レーンと、この優先システムは全然違った仕組みだということですが、いつも公共交通が、特にバスが時間どおりに走るようにすれば利用者もふえるのではないかということで、いろいろな対策を講じてきていますが、効果が必ずしも十分発揮できないということで、何か効果的なものができてこないかなと期待していました。

優先システムについて、1年以上実施しているということですが、この評価をお聞きします。

深沢交通部長

約1年6か月経過しましたが、この間、県警では効果の測定を定期的に実

施しています。簡単な例で申し上げますと、信号機の感応データを検証しています。これは1か月に平均しますと、1台当たり1分30秒程度、最大では3分程度の短縮効果があります。1台1分30秒といいましても、1日平均約50台のバスが運行されていますので、合計しますと1日1時間15分以上の効率化が図られているということです。

また、山梨交通の関係者の皆さんからも、システム導入についての御意見を伺っていますが、信号の反応が以前に比べて非常にスムーズになった、あるいは違和感がなく非常に助かっているということで、おおむね賛同の御意見をいただいています。

竹越委員 成果が上がれば、これを拡大していく考え方はあるのかお聞きします。

深沢交通部長 今後の整備計画ですが、平成18年度については運用を開始しただけであり、特段の整備をしませんでした。平成19年度は山の手通りを一部経由する、県立中央病院行きなどのバスについても制御対象に組み入れるということで、光ビーコンという、先ほど申し上げました感応装置を9基周辺の交差点に新設する予定です。

ただ、平成20年度以降については、現在のところ、本システムを拡大して整備する計画は持っていません。

竹越委員 バス専用レーンの実施の成果はどのように見えていますか。

深沢交通部長 バス専用レーンについては、道路状況等があるため、一般の車両を完全にバスレーンに進入しないようにするのは非常に難しいわけですが、現在は午前7時半から9時までの間を専用レーンとして指定しており、一般の車両がこのレーンに入りますと道路交通法違反になります。

この導入の際には、かなりの指導や検挙もありましたが、現在は指導すればそれほど中に入る車両もありませんし、順調に運用されていると考えています。

竹越委員 警察だけでなく、県全体の公共交通の利便性を高め、公共交通をできるだけ利用しようという取り組みは、少し前はバスアンドライドの試行などを実施してきましたが、利用者がいないのか、試行だけで終わってしまい、特にバスの利便性を高める具体的な取り組みがほとんどなくなってしまったような感じがしています。まだまだ、朝の交通渋滞は結構激しいと思いますので、それが少しでもマイカーからバスに移行できれば大変いいことだと思います。そういう意味では、具体的な取り組みとしては、長期計画みたいなものにはいろいろ文言で書いてありますが、これしかないです。

もちろんそのことによってほかの交通渋滞が激しくなるなど、ほかの問題が出てきてはいけないのですが、ぜひ、改善するところは改善していただきながら、拡大していただきたいと思います。円滑にいけばバスアンドライドみたいなものも機能するかもしれないと思っていますので、前向きな取り組みを求めて、見解があったらお聞きします。

深沢交通部長 現在のところ、バスの優先通行はほぼ遵守されている状況です。ほかの路線等についても、この専用レーンを含めて、システムが導入できるかどうか、今後検討していきたいと考えています。

その他

- ・委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

普通会計決算特別委員長 棚本 邦由